

令和6年長審第4号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年5月31日04時30分

長崎県神崎漁港北北西方沖合の沖ノ六ツ瀬^{こうざき}

2 船舶の要目

船 種 船 名	漁船A
総 ト ン 数	12トン
登 録 長	16.29メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関
出 力	360キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和63年9月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配し、同室前部右舷側に背もたれ付きの椅子及び舵輪を、舵輪の前方に右舷から順に1号レーダー、GPSプロッター、2号レーダー及び魚群探知機をそれぞれ備え、中型まき網漁業に灯船として従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年5月28日17時00分神崎漁港を発し、長崎県平戸島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、19時30分頃前示漁場に到着して僚船と共に操業を始め、連日夜間に操業を行ったのち、越えて31日02時30分同漁場を発進し、帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平素、1日平均6時間の睡眠をとっており、前示漁場発進日前日及び前々日、休息の目的で05時頃から18時頃まで錨泊し、その間に約6時間の睡眠をとっていたことから、発進時、睡眠不足の状態ではなかったものの、連日の操業により疲労が蓄積していた。

また、神崎漁港北北西方約1.7海里沖合には、沖ノ六ツ瀬と呼称される浅所が存在し、同瀬西端に沖ノ六ツ瀬灯浮標が設置され、沖ノ六ツ瀬北北東方1,000メートル付近に屋形瀬^{やかた}が、北東方1,000メートル付近に麦島がそれぞれ位置し、a受審人は、平素、同漁港に北方から帰航する際には、同瀬と同島の間を沖ノ六ツ瀬に向く針路として南下し、麦島を航過したのち沖ノ六ツ瀬北東方700メートル付近で、針路を左方に転じていた。

a受審人は、GPSプロッター、0.75海里レンジのヘッドアップ表示とした1号レーダー及び6.0海里レンジのヘッドアップ表示とした2号レーダーをそれぞれ作動させ、椅子に腰掛けた姿勢で操船

に当たり、平戸島東方沖合を南下して屋形瀬北東方沖合に至り、04時26分半僅か過ぎ佐世保市鹿町町^{しかまちちょう}所在の四等三角点褥崎^{しとねざき}（以下「褥崎三角点」という。）から313.5度（真方位、以下同じ。）1,760メートルの地点で、針路を沖ノ六ツ瀬に向く215度に定め、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、疲労に加え、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、すぐに針路を左方に転じるので、転針するまでは居眠りに陥ることはないと思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、針路を左方に転じる予定の地点に至ったものの、沖ノ六ツ瀬に向かって続航し、04時30分褥崎三角点から275.5度1.08海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同瀬に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力1の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

乗揚の結果、舵板、推進器翼及び同軸等に曲損を生じたが、僚船の援助を得て離礁し、同船によって長崎県相浦港に引き付けられ、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、神崎漁港北北西方沖合において、同漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、沖ノ六ツ瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、神崎漁港北北西方沖合において、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、同漁港に向けて帰航中、疲労に加え、周囲に航行の支障となる他船を見掛けず、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、すぐに針路を左方に転じるので、転針するまでは居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けて居眠りに陥り、沖ノ六ツ瀬に向首進行して乗揚げを招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 7 月 23 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎